

四万十町税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町税条例 平成18年 3 月20日条例第53号 (町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第26条 前条第 2 項の認定を受けていない町民税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。 2～3 略 (寄附金税額控除) 第34条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄付金又は所得税法施行令第217条第 5 号に規定する社会福祉法人で別表に掲げるものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)を支出した場合においては、法第314条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。	○四万十町税条例 平成18年 3 月20日条例第53号 (町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第26条 前条第 2 項の認定を受けていない町民税の納税義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、<u>3 万円</u>以下の過料を科する。 2～3 略 (寄附金税額控除) 第34条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭(第 3 号に掲げるものに関しては、別表に掲げるものに限る。)を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の 6 に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第 1 号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の 6 に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。) (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第 2 項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)又は日本赤十字

	<u>社に対する寄附金（県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において 収納されたものに限る。）で、令第7条の17各号の規定により定められ るもの</u> <u>(3) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄 附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</u>												
2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算し た金額とする。	2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した同 項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額 の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び 前条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超 えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。 <u>(1) 当該納税義務者が第34条の3第2項に規定する課税総所得金額（以 下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、 当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第1号イに掲げる金 額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金 額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲 げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合</u> <table border="1"> <tr> <td>195万円以下の金額</td><td>100分の85</td></tr> <tr> <td>195万円を超え330万円以下の金額</td><td>100分の80</td></tr> <tr> <td>330万円を超え695万円以下の金額</td><td>100分の70</td></tr> <tr> <td>695万円を超え900万円以下の金額</td><td>100分の67</td></tr> <tr> <td>900万円を超え1,800万円以下の金額</td><td>100分の57</td></tr> <tr> <td>1,800万円を超える金額</td><td>100分の50</td></tr> </table> <u>(2) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税 総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額 が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第34条の3第2項に規定 する課税山林所得金額（以下この項において「課税山林所得金額」とい う。）及び同条第2項に規定する課税退職所得金額（以下この項におい</u>	195万円以下の金額	100分の85	195万円を超え330万円以下の金額	100分の80	330万円を超え695万円以下の金額	100分の70	695万円を超え900万円以下の金額	100分の67	900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57	1,800万円を超える金額	100分の50
195万円以下の金額	100分の85												
195万円を超え330万円以下の金額	100分の80												
330万円を超え695万円以下の金額	100分の70												
695万円を超え900万円以下の金額	100分の67												
900万円を超え1,800万円以下の金額	100分の57												
1,800万円を超える金額	100分の50												

	て「課税退職所得金額」という。)を有しないとき 100分の90 (3) 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める割合 (ア及びイに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該ア又はイに定める割合のうちいずれか低い割合) ア 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第1号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合 イ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第1号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
第36条の3 略	第36条の3 略
2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。	2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(施行規則第2条の3第1項各号に掲げる事項を除く。)のうち法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
3 略 (町民税に係る不申告に関する過料)	3 略 (町民税に係る不申告に関する過料)
第36条の4 町民税の納税義務者が 第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	第36条の4 町民税の納税義務者のうち第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。
2及び3 略	2及び3 略

(退職所得申告書の不提出に関する過料) 第53条の10 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。 2及び3 略 (固定資産税の課税標準) 第61条 略 2～8 略 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいい、次項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 (固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第65条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。 2及び3 略 (固定資産に係る不申告に関する過料) 第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、<u>10万円</u>以下	(退職所得申告書の不提出に関する過料) 第53条の10 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。 2及び3 略 (固定資産税の課税標準) 第61条 略 2～8 略 9 住宅用地(法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地をいい、次項の規定の適用を受けるものを除く。以下この条及び第74条において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 (固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第65条 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。 2及び3 略 (固定資産に係る不申告に関する過料) 第75条 固定資産の所有者(法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。)が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、<u>3万円</u>以下
---	--

の過料を科する。 2 及び 3 略 (軽自動車税に係る不申告等に関する過料) 第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。 2 及び 3 略 (たばこ税に係る不申告に関する過料) 第100条の2 <u>たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第98条第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u> 2 <u>前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</u> 3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> (鉦産税に係る不申告に関する過料) 第105条の2 <u>鉦産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u> 2 <u>前項の過料の額は、情状により、町長が定める。</u> 3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> (鉦産税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第107条 前条第2項の認定を受けていない鉦産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。 2 及び 3 略 (特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)	の過料を科する。 2 及び 3 略 (軽自動車税に係る不申告等に関する過料) 第88条 軽自動車等の所有者等又は第80条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。 2 及び 3 略 (鉦産税の納税管理人に係る不申告に関する過料) 第107条 前条第2項の認定を受けていない鉦産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。 2 及び 3 略 (特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)
--	--

第133条 前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。 2及び3 略 (特別土地保有税に係る不申告に関する過料)	第133条 前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、<u>3万円</u>以下の過料を科する。 2及び3 略
第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、<u>10万円</u>以下の過料を科する。 2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。 (特別土地保有税の減免)	第139条の2 町長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1)～(3) 略
第139条の3 町長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1)～(3) 略 2及び3 略 附 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)	第139条の2 町長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、町長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。 (1)～(3) 略 2及び3 略 附 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)
第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、<u>法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところに</u>	第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、<u>同条第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した</u>

より計算した金額とする。	同条第1項第1号に掲げる寄附金の額の合計額のうち5,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合）を乗じて得た金額の5分の3に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額の100分の10に相当する金額を超えるときは、当該100分の10に相当する金額）とする。 （1） 第34条の3第2項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の5分の1に相当する金額について、第34条の7第2項第1号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合 （2） 第34条の3第2項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第34条の7第2項第1号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合 （3） 前年中の所得について附則第16条の4第1項の規定の適用を受ける場合 100分の50 （4） 前年中の所得について附則第18条第1項の規定の適用を受ける場合 100分の60 （5） 前年中の所得について附則第16条の3第1項、附則第17条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受ける場合 100分の75
（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例） 第8条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合 において第36条の2第1項の規定による申告	（肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例） 第8条 昭和57年度から平成24年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）において第36条の2第1項の規定による申告

書（その提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額

を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合

において、第36条の2第1項の規定による申告書に、肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号第に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

書（その提出期限後において、町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割の額（前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る町民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る町民税の所得割の額を控除した額とする。）を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第36条の2第1項の規定による申告書に、その肉用牛の売却に係る同法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る町民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができる。

（1）租税特別措置法第25条第2項第1号に規定する売却価額の合計額に100分の0.9を乗じて計算した金額

（2）租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、附則第7条第1

3 略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の2 略 2及び3 略 4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）<u>第7条第1項の登録</u>を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。 （1）～（3） 略 5～8 略 （上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例） 第16条の3 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1） 略 （2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項 <u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段</u> <u>、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第</u>	<u>項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定により計算した所得割の額に相当する金額</u> 3 略 （新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） 第10条の2 略 2及び3 略 4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）<u>第31条の規定による認定</u>を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第2号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。 （1）～（3） 略 5～8 略 （上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例） 第16条の3 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 （1） 略 （2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、<u>附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第16条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、<u>第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段</u>、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第
---	--

1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と

する。

(3) 及び (4) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第 16 条の 4

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項

の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段

、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と

する。

(3) 及び (4) 略

1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 及び (4) 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例)

第 16 条の 4

2 略

3 第 1 項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4 の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 及び (4) 略

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項

_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段

_____,
第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と _____

_____する。

(3)及び(4) 略

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項

4 略

(長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第17条 略

2 略

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7

条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並

びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)及び(4) 略

(短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例)

第18条 略

2～4 略

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7

_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段

、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と_____

_____する。

(3)及び(4) 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項

_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段

、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と_____

条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)及び(4) 略

(株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条 略

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19条第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得

_____する。 (3) 及び(4) 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6 から第34条の8 まで、第34条の9 第1 項、附則第7 条第1 項、附則第7 条の3 第1 項及び附則第7 条の3 の2 第1 項 _____の規定の適用については、第34条の6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2 第1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7 第1 項前段 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____、第34条の8、第34条の9 第1 項、附則第7 条第1 項、附則第7 条の3 第1 項及び附則第7 条の3 の2 第1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2 第1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7 第1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2 第1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と _____ _____する。	割の額並びに附則第19条第1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。 (3) 及び(4) 略 (先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の2 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6 から第34条の8 まで、第34条の9 第1 項、附則第7 条第1 項、附則第7 条の3 第1 項、附則第7 条の3 の2 第1 項及び附則第7 条の4 の規定の適用については、第34条の6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2 第1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7 第1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2 第1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9 第1 項、附則第7 条第1 項、附則第7 条の3 第1 項及び附則第7 条の3 の2 第1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2 第1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7 第1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2 第1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2 項及び附則第7 条の4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2 第1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
(3) 及び(4) 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の4 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6 から第34条の8 まで、第34条の9 第1 項、附則第7 条第1 項、附則第7 条の3 第1 項及び附則第7 条の3 の2 第1 項	(3) 及び(4) 略 (条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例) 第20条の4 略 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1) 略 (2) 第34条の6 から第34条の8 まで、第34条の9 第1 項、附則第7 条第1 項、附則第7 条の3 第1 項、附則第7 条の3 の2 第1 項及び附則第7

_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段

_____, 第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と_____

_____する。

(3) 及び(4) 略

3 及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項

_____の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段

_____, 第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と_____

条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 及び(4) 略

3 及び4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 略

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるの

_____、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。 (3) 及び(4) 略	は「<u>所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の4第4項」とする。 (3) 及び(4) 略					
別表（第34条の7関係） <table><tr><td>社会福祉法人 しまんと町社会福祉協議会に対する寄附金</td></tr></table>	社会福祉法人 しまんと町社会福祉協議会に対する寄附金	別表（第34条の7関係） <table><tr><th>寄附金の区分</th><th>控除対象寄附金</th></tr><tr><td>第34条の7第1項第3号に掲げる寄附金</td><td>社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会に対する寄附金</td></tr></table>	寄附金の区分	控除対象寄附金	第34条の7第1項第3号に掲げる寄附金	社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会に対する寄附金
社会福祉法人 しまんと町社会福祉協議会に対する寄附金						
寄附金の区分	控除対象寄附金					
第34条の7第1項第3号に掲げる寄附金	社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会に対する寄附金					

四万十町税条例の一部を改正する条例(平成 20 年四万十町条例第 25 号)新旧対照表

改正後	改正前
附 則 第 1 条 略 (個人の町民税に関する経過措置) 第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成19年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。 2～8 略 9 町民税の所得割の納税義務者が、平成21年 1 月 1 日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第16条の 3 第 1 項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する町民税の所得割の額は、同条第 1 項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。 10～15 略 16 町民税の所得割の納税義務者が、平成21年 1 月 1 日から平成25年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の 2 の 6 第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第19条の 2 第 2 項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の 2 第 2 項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第 2 項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第19条第 1 項の規定により同項に規定する株式等に係る譲	附 則 第 1 条 略 (個人の町民税に関する経過措置) 第 2 条 別段の定めがあるものを除き、改正後の町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成20年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成19年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。 2～8 略 9 町民税の所得割の納税義務者が、平成21年 1 月 1 日から平成23年12月31日までの間に支払を受けるべき新条例附則第16条の 3 第 1 項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する町民税の所得割の額は、同条第 1 項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8に相当する額とする。 10～15 略 16 町民税の所得割の納税義務者が、平成21年 1 月 1 日から平成23年12月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第35条の 2 の 6 第12項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新条例附則第19条の 2 第 2 項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第37条の12の 2 第 2 項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第32条第 2 項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第19条第 1 項の規定により同項に規定する株式等に係る譲

渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する町民税の所得割の額は、新条例附則第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8に相当する金額とする。

17～20 略

21 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの期間内に新条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）附則第7条第10項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する町民税の所得割の額は、新条例附則第19条第1項の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第19条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.8に相当する金額とする。

17～20 略

21 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの期間内に新条例附則第20条の4第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の3」とあるのは「100分の1.8」とする。

四万十町税条例の一部を改正する条例(平成 22 年四万十町条例第 9 号)新旧対照表

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 第 1 条 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 附則第20条の 4 及び第20条の 5 第 1 項の改正規定 平成22年 6 月 1 日 (2) 第19条各号列記以外の部分、第 2 号及び第 3 号、第31条第 3 項、第 48条第 1 項から第 4 項まで、第50条第 2 項及び第 3 項並びに第95条の改正規定並びに附則第16条の 2 第 1 項の改正規定並びに次条第 8 項及び附則第 4 条の規定 平成22年10月 1 日 (3) 第36条の 3 の次に 2 条を加える改正規定及び次条第 2 項から第 4 項までの規定 平成23年 1 月 1 日 (4) 附則第19条の 3 の改正規定及び次条第 6 項の規定 <u>平成27年 1 月 1 日</u> 且 (5) 第54条第 6 項の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第35号）の施行の日 (町民税に関する経過措置) 第 2 条 略 2 ～ 5 略 6 新条例附則第19条の 3 の規定は、<u>平成27年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用する。 7 及び 8 略	附 則 (施行期日) 第 1 条 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (1) 附則第20条の 4 及び第20条の 5 第 1 項の改正規定 平成22年 6 月 1 日 (2) 第19条各号列記以外の部分、第 2 号及び第 3 号、第31条第 3 項、第 48条第 1 項から第 4 項まで、第50条第 2 項及び第 3 項並びに第95条の改正規定並びに附則第16条の 2 第 1 項の改正規定並びに次条第 8 項及び附則第 4 条の規定 平成22年10月 1 日 (3) 第36条の 3 の次に 2 条を加える改正規定及び次条第 2 項から第 4 項までの規定 平成23年 1 月 1 日 (4) 附則第19条の 3 の改正規定及び次条第 6 項の規定 <u>平成25年 1 月 1 日</u> 且 (5) 第54条第 6 項の改正規定 地方自治法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第35号）の施行の日 (町民税に関する経過措置) 第 2 条 略 2 ～ 5 略 6 新条例附則第19条の 3 の規定は、<u>平成25年度</u>以後の年度分の個人の町民税について適用する。 7 及び 8 略